

秋田県小学生バレーボール連盟 倫理規程 新旧対照表

R3. 4. 3

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、秋田県小学生バレーボール連盟(以下「<u>県小連</u>」という。)の全ての<b>関係者</b>(以下「<u>県小連関係者</u>」という。)が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして順守事項を示し、注意を喚起することで、<u>県小連の社会的な信頼の確保と県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展を目的とする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する「<u>県小連関係者</u>」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県小連役員(会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事)</p> <p>(2) 地区小連役員</p> <p>(3) 県小連に<u>加盟</u>登録した<u>チームおよび登録構成員</u></p> <p><u>(4) 前号の登録構成員として登録された選手の保護者</u></p> <p>(責務および順守事項)</p> <p>第3条 県小連関係者は、県小連が定めた諸規程や決定事項<u>および</u>競技規則を順守し、常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。</p> <p>2 県小連関係者が、<u>日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)の定めるコンプライアンス規程に規定する違反行為および</u>次に掲げる行為(以下「違反行為」という。)を禁止する。</p> <p>(1) 県小連の定めた規程や決定した方針に従わないこと。<u>なお、方針を決定した場合は、地区小連を通じ、その内容を各県小連関係者に通知しなければならない。(電子メールによる通知を可とする。)</u></p> <p><u>(2) 県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為</u></p> <p>(3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、秋田県小学生バレーボール連盟(以下「<u>県小連</u>」という。)の全ての<b>役員及びチーム関係者</b>(以下「<u>県小連関係者</u>」という。)が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして順守事項を示し、注意を喚起することで、<u>県小連の社会的な信頼の確保と県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展を目的とする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する「<u>県小連関係者</u>」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県小連役員(会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事)</p> <p>(2) 地区小連役員</p> <p>(3) 県小連に登録した<u>団体の指導者</u></p> <p>(責務および順守事項)</p> <p>第3条 県小連関係者は、県小連が定めた諸規程や決定事項<u>並びに</u>競技規則を順守し、常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。</p> <p>2 県小連関係者が次に掲げる行為(以下「違反行為」という。)を行うことを禁止する。</p> <p>(1) 県小連の定めた規程や決定した方針に従わないこと。</p> <p><u>(2) 日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)の認めていない競技会に参加すること。</u></p> <p>(3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合</p>

(4) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する行為

(5) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の移籍を行うこと。

(6) JVA-MRS登録における不正行為

(7) 選手の引抜き行為

3 都道府県小連または日小連から永久追放された者から、バレーボールにかかる活動（指導を受けることを含む。）を共にしてはならない。

4 県小連関係者は、県小連が主催若しくは主管する大会および講習会等（以下競技会等という。）に際して、その開始日から14日以前および当該競技会開催期間中において、自身が関係するチームにおいてインフルエンザ、感染性胃腸炎、その他感染性の疾病に罹患の事実、または感染したおそれがあることを知り得た場合、感染拡大の防止を図るため、当該競技会等の開始前まで、当該競技会等開催期間中にあっては直ちに、主催者にその旨を申告しなければならず、主催者は、当該競技会等への出場・参加を拒否することができる。また、申告を受けた主催者は、競技会等の運営において、中止の判断を含め、適切に対応しなければならない。

(倫理委員会)

第4条 倫理委員会の委員構成は、専門委員会規程によるほか、倫理委員の中から委員長が選任した事務局員がその事務を統括する。

2 違反行為の事実を知り得た場合には、県小連会長が倫理委員会を招集する。

3 前条第2項の違反行為の事実が当事者の故意と云えない場合や軽微な場合は、当事者への注意又は警告にとどめるが、それでも、当該違反行為の継続や他の違反行為の事実が認められた場合は、本規程の目的を真摯に解釈し事案の処理にあたり、倫理委員会において処分の決定を行う。

(処分に係る用語の定義)

第5条 この規程による主な処分の種別や処分に係る用語は、次の例による。

2 「嚴重注意」とは、違反行為者に反省を促すとともに、再発防止を目的とした注意をいう。

(4) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する行為

(5) 県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける行為

(6) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、移籍を行うこと。

(7) その他、スポーツマン精神に反する行為。

(倫理委員会)

第4条 倫理委員会の委員構成は、専門委員会規程によるほか、倫理委員の中から委員長が選任した事務局員がその事務を統括する。

2 違反行為の事実を知り得た場合には、県小連会長が倫理委員会を招集する。

3 前条第2項の違反行為の事実が当事者の故意と云えない場合や軽微な場合は、当事者への注意又は警告にとどめるが、それでも、当該違反行為の継続や他の違反行為の事実が認められた場合は、本規程の目的を真摯に解釈し事案の処理にあたり、倫理委員会に於いて処分の決定を行う。

3 「活動停止」とは、期限を定め被処分者または被処分チームの活動を停止することをいう。(チームまたは登録構成員に対して適用し、県小連が主催若しくは主管する競技会等への出場および参加停止や練習等の活動を停止すること。なお、さらなる違反行為の可能性がある場合や悪質な場合、期限を無期限とする場合がある。)

4 「永久追放」とは、自身の違反行為により、県小連への構成員の加盟・登録が抹消されることをいう。(当該処分における県小連の瑕疵がない限り、再び登録することはできない。)

5 「チームの登録取消し」とは、県小連へのチーム、選手及びベンチ役員への加盟・登録が取消されることをいう。(本連盟が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会並びに研修会および講習会への参加を認めない。なお、別指導者等のベンチ役員により従前選手で再編成されたチームについては、再登録を認める。)

6 「引抜き」とは、他チームに所属している選手が他チーム関係者からの、または当該チーム関係者から依頼を受けた者からの勧誘を受けて、当該チームに移籍、または移籍しようとする行為をいう。

(違反行為への対処)

第6条 県小連は、違反行為に及ぶおそれがあると認める場合は、予め当該対象者に対して、適切に対応するよう助言・指導することができる。

2 処分を決定するにあたっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定するものとする。

3 倫理委員会は、違反行為に対して、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第5項および「反省文の提出」等の処分を決定する。

4 県小連会長および倫理委員長は、違反行為の対象者の処分にあって、弁護士等、法令の知見を持ち合わせた有識者または機関に対し、その内容が適切なものであるかどうかについて、確認、相談することができる。その費用は、県小連が負担する。

5 処分の決定通知は、県小連会長名で文書により被処分者へ処分の理由を付して通知しなければならない。

6 倫理委員会は、違反行為の対象者が所属する地区小連と連携し、その処分に係る業務を遂行すること。

(違反行為への対処)

第5条 違反行為に対する対応は、本規程に則り進めるが、この規程に定める以外の事項については、日小連の定める方法(手順)によって行う。

2 県小連関係者による順守事項の違反行為については、以下の罰則をもって対処する。

レベル	違反行為の内容	罰則内容
レベル1	・言葉による暴力 ・飲酒・喫煙を伴う指導	・口頭による厳重注意 (対応は最大2回までとし、県大会は県小連対応、地区大会は地区小連対応とする)
レベル2	・レベル1の繰り返し	・文書による厳重注意、反省文の提出
レベル3	・体罰・暴力行為、その他指	・一定期間(1年以内)の指導及びベンチ

7 違反行為および処分の内容並びに被処分者の氏名およびその所持する小学生バレーボールにかかる資格種別を、速やかに常任理事会および日小連に報告しなければならない。また、必要に応じて東北小学生バレーボール連盟と連携を図るものとする。

	導者として相応しくない行為	入り禁止
レベル4	・著しい体罰・暴力行為 ・レベル3の繰り返し	・指導及びベンチ入り禁止(1年以上) ・指導資格、役職等の剥奪 ・県小連主催大会、各種交流会時に発生した場合は、その大会の開催停止
レベル5	・刑事・行政責任に係わるような体罰・暴力事件など	・永久追放、チーム解散

3 処分を決定するにあたっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。

4 処分の決定通知は県小連会長名で文書により被処分者へ通知する。

5 処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が県小連会長宛てに文書で提出すること。

6 処分を受けた者の氏名は、県小連から日本小学生バレーボール連盟に報告する。

(不服申立て手続き)

第7条 第5条第1項の処分を受けた者は、その処分について不服がある場合、県小連会長に対して、不服を申し立てることができる。

2 不服の申し立ては、処分の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面により、提出しなければならない。

3 前項の不服申し立てを受けたときは、理事会は処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

4 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申し立てはできない。

(その他)

第8条 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

(その他)

第6条 本規程の実施に関する必要な細則は、倫理委員長が常任理事会の承認を得て別に定める。

2 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

<p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月2日から施行する。(修正 および改正)</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和3年4月3日から施行する。(改正)</u></p>	<p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月2日から施行する。(修正 および改正)</p>
---	---